

和解について（教育委員会関係）

不当労働行為救済再審査申立事件について、次のとおり和解をする。

1 当事者、事件名及び事件概要

当事者及び事件名	事件概要
<p>1 申立人 大阪市 被申立人 大阪教育 合同労働 組合</p> <p>2 中央労働委員会 平成27年（不再）第 7号不当労働行為救 済再審査申立事件</p>	<p>卒業式及び入学式において非常勤講師等に対し起立による国歌の斉唱の強制を行わないこと等を求めて被申立人が申し入れた団体交渉（以下「国歌斉唱に係る団体交渉」という。）に応じるべき旨の大阪府労働委員会の命令を履行することを求めて被申立人が申し入れた団体交渉（以下「本件団体交渉」という。）を本市が拒否した行為（以下「本件拒否」という。）は、使用者が雇用する労働者の代表者と団体交渉をすることを正当な理由がなくて拒む不当労働行為であるとして、被申立人が、本市に対し、本件団体交渉に応じること及び本件拒否に関する謝罪文を掲示することを求めていた不当労働行為救済申立事件において、平成27年1月26日に、本市に対し、本件団体交渉に応じるとともに、今後本件拒否のような不当労働行為を繰り返さないようにすることを約する文書を被申立人に速やかに手交すべき旨の命令があり、同命令に不服があるので再審査の申立てを行っていたが、このたび中央労働委員会の和解勧告を受けて和解をするもの</p>

2 和解の要旨

- (1) 大阪市は、被申立人からの平成24年3月9日付けの国歌斉唱に係る団体交渉の申入れを受けて以降、紛争が長期にわたって継続したことについて遺憾の意を表明する。
- (2) 被申立人は大阪市に対し、被申立人からの平成24年3月9日付け及び平成26年2月18日付けの国歌斉唱に係る団体交渉の申入れに代えて、次に掲げる事項について団体交渉の申入れを行い、大阪市は当該申入れに対し、交渉を行い、誠実に対応する。

ア 平成23年度及び平成25年度に実施された市立学校における卒業式等において、非常勤講師等が国旗の掲揚及び国歌の斉唱に関する職務命令若しくは業務命令に従わなかった場合、大阪市はいかなる処分を行うのか明らかにすること

イ アに掲げる事項に関し、大阪市は被申立人に対し、大阪市の施設における国旗の掲揚及び教職員による国歌の斉唱に関する条例及び大阪府の施設における国旗の掲揚及び教職員による国歌の斉唱に関する条例の適用について、勤務労働条件に関わる範囲で説明を行うこと

(3) 大阪市及び被申立人は、東京地方裁判所平成26年（行ウ）第600号不当労働行為再審査申立棄却命令取消請求事件に係る中央労働委員会平成25年（不再）第84号不当労働行為救済再審査申立事件について労働組合法に基づく和解の認定の申立てを行い、大阪市は、被申立人に対する東京地方裁判所平成26年（行ウ）第600号不当労働行為再審査申立棄却命令取消請求事件の訴えを取り下げ、被申立人は、大阪市に対する大阪府労働委員会平成26年（不）第48号不当労働行為救済申立事件の申立てを取り下げる。

平成27年12月17日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

不当労働行為救済再審査申立事件について、和解をするため、この案を提出する次第である。